郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2025年6月23日（月）
午後5時まで

琉球銀行

証券コード：8399

第109期
定時株主総会
招集ご通知

日時　2025年６月24日（火）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所　那覇市泉崎２丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル
２階 彩海の間

目　次

- **第109期定時株主総会招集ご通知** …… 1
- **株主総会参考書類**
  - 第1号議案　剰余金の処分の件 …… 5
  - 第2号議案　取締役９名選任の件 …… 6
  - 第3号議案　監査役１名選任の件 …… 12
- **事業報告** …… 19
- **計算書類** …… 36
- **連結計算書類** …… 38
- **監査報告書** …… 40

＜株主さまへのお知らせとご案内＞

・株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当行は、株主さまの混乱を避けご不便の無いように、書面交付請求の有無に関わらず、従前どおり書面でお送りしております。

証券コード：8399
2025年６月４日
（電子提供措置の開始日2025年６月２日）

株　主　各　位

那覇市久茂地１丁目11番１号
株式会社　**琉球銀行**
取締役頭取　島　袋　　健

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当行ウェブサイト】（トップページ　＞　投資家情報　＞　株主の皆様へ）
https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
以下URLにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「琉球銀行」または「コード」に当行証券コード「８３９９」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認いただけます。
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後掲の「議決権の行使についてのご案内」に従って2025年６月23日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

❶ 日　　時　2025年６月24日（火）午前10時
❷ 場　　所　那覇市泉崎２丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル２階 彩海の間
❸ 目的事項
報告事項　①第109期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
②第109期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

❹ その他本招集ご通知に関する事項

(1) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

1．事業報告
- ① 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」および「その他銀行の現況に関する重要な事項」
- ② 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」
- ③ 当行の新株予約権等に関する事項
- ④ 会計監査人に関する事項
- ⑤ 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ⑥ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ⑦ 特定完全子会社に関する事項
- ⑧ 親会社等との間の取引に関する事項
- ⑨ 会計参与に関する事項
- ⑩ その他

2．計算書類等
- ① 個別注記表
- ② 株主資本等変動計算書
- ③ 連結注記表
- ④ 連結株主資本等変動計算書

従いまして、本書面は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

(2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

❺ 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、次の３つの方法がございます。

詳細は 3頁～4頁 をご覧ください

株主総会に出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2025年６月24日（火）午前10時

郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2025年６月23日（月）午後５時まで

インターネット（電磁的方法）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2025年６月23日（月）午後５時まで

① 議決権行使書面およびインターネット（電磁的方法）の双方により議決権を行使された場合は、インターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

② インターネット（電磁的方法）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後のインターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

③ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限

2025年６月23日（月）
午後５時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、右記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

「QRコード行使」による方法

議決権行使書副票に記載のログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

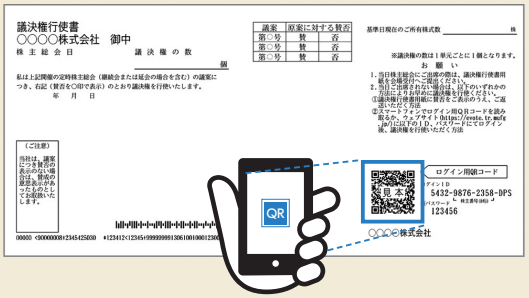

2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話番号 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

「議決権行使ウェブサイト」による方法

・議決権行使ウェブサイトにアクセス。

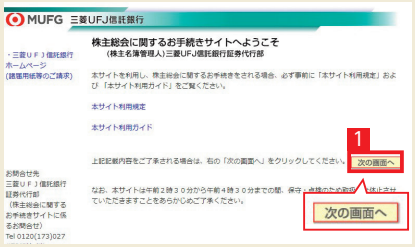

1 「次の画面へ」をクリック

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/

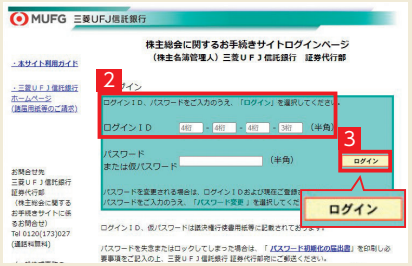

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

4 確認画面が出たら、「確認」をクリック

以降は案内にしたがってご入力願います。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は、内部留保の充実に努めつつ、業績や金融環境および将来的な株主価値向上の観点等を含め総合的に勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期末の配当につきましては、基本方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式１株につき金19円00銭とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は785,715,683円となります。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の１株につき金19円00銭と合わせ１株につき金38円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年６月25日

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当行は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者につきましては、同委員会の審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当行における地位			
❶	川上（かわかみ） 康（やすし）	代表取締役会長	再　任		男　性
❷	島袋（しまぶくろ） 健（けん）	代表取締役頭取	再　任		男　性
❸	菊地（きくち） 毅（たけし）	代表取締役専務	再　任		男　性
❹	渡名喜（となき） 郁夫（いくお）	常務取締役	再　任		男　性
❺	中川（なかがわ） 通男（みちお）	常務取締役	再　任		男　性
❻	山入端（やまのは） 裕哉（ひろや）	常務執行役員	新　任		男　性
❼	譜久山（ふくやま） 當則（まさのり）	社外取締役	再　任	社　外	男　性
❽	富原（とみはら） 加奈子（かなこ）	社外取締役	再　任	社　外	女　性
❾	花崎（はなざき） 正晴（まさはる）	社外取締役	再　任	社　外	男　性

生年月日
1961年８月19日生
所有する当行の株式数
61,555株
取締役会への出席状況
16回/16回（100%）

1 川上 康（かわかみ やすし）

再任　男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年４月	当行入行
2010年12月	同コザ支店長
2012年６月	同営業統括部長
2013年６月	同執行役員営業統括部長
2014年６月	同取締役営業統括部長
2015年６月	同取締役総合企画部長兼関連事業室長
2016年６月	同常務取締役
2017年４月	同代表取締役頭取
2024年４月	同代表取締役会長 現在に至る

取締役候補者とした理由
川上康氏につきましては、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役、代表取締役頭取を歴任し、2024年４月より代表取締役会長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。

生年月日
1963年９月28日生
所有する当行の株式数
27,309株
取締役会への出席状況
16回/16回（100%）

2 島袋 健（しまぶくろ けん）

再任　男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年４月	当行入行
2005年６月	同証券国際部市場金融課長
2012年６月	同泊支店長
2014年６月	同人事部次長
2017年４月	同人事部副部長
2017年11月	同総務部長
2021年４月	同総合企画部長
2022年４月	同常務執行役員
2022年６月	同常務取締役
2023年10月	同代表取締役専務
2024年４月	同代表取締役頭取 現在に至る

[当行における担当]
監査部

取締役候補者とした理由
島袋健氏につきましては、総務部長、総合企画部長、常務執行役員、常務取締役、代表取締役専務を歴任し、2024年4月より代表取締役頭取を務めている経験および実績等からみて、当行の経営を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。

生年月日
1968年４月21日生
所有する当行の株式数
18,096株
取締役会への出席状況
16回/16回（100%）

3 菊地（きくち） 毅（たけし）

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年４月	当行入行
2010年６月	同営業統括部リテール業務課長
2014年６月	同泊支店長
2016年４月	同西原支店長
2018年４月	同営業推進部次長
2020年４月	同人事部長
2022年４月	同総合企画部長
2023年４月	同常務執行役員
2023年６月	同常務取締役
2024年４月	同代表取締役専務 現在に至る

[当行における担当]
営業統括部、営業推進部、法人事業部、本店営業部

取締役候補者とした理由
菊地毅氏につきましては、人事部長、総合企画部長、常務執行役員、常務取締役を歴任し、2024年4月より代表取締役専務を務めている経験および実績等からみて、当行の経営を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用 を有する者と認められることから、取締役候補者としました。

生年月日
1969年５月17日生
所有する当行の株式数
8,446株
取締役会への出席状況
12回/12回（100%）

4 渡名喜（となき） 郁夫（いくお）

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年４月	当行入行
2013年３月	同真嘉比支店長
2014年12月	同石川支店長
2017年４月	同与那原支店長
2018年７月	同総合企画部次長兼関連事業室長
2020年４月	同監査部長
2021年４月	同事務統括部長
2023年４月	同総合企画部長
2024年４月	同常務執行役員
2024年６月	同常務取締役 現在に至る

[当行における担当]
審査部、法人営業部

取締役候補者とした理由
渡名喜郁夫氏につきましては、監査部長、事務統括部長、総合企画部長、常務執行役員を歴任し、2024年６月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営を的確、公正、かつ効率的に遂行することがで きる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。

生年月日
1968年10月23日生
所有する当行の株式数
11,146株
取締役会への出席状況
12回/12回（100%）

5 中川 通男（なかがわ みちお）

再任　男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年 4 月	当行入行
2015年 4 月	同商業団地支店長
2017年 4 月	同普天間支店長
2018年 4 月	同審査部長
2022年 4 月	株式会社琉球リース代表取締役社長
2024年 4 月	当行常務執行役員
2024年 6 月	同常務取締役 現在に至る

[当行における担当]
総務部、リスク統括部、事務集中部、事務統括部

取締役候補者とした理由
中川通男氏につきましては、普天間支店長、審査部長、株式会社琉球リース代表取締役社長、当行常務執行役員を歴任し、2024年６月より常務取締役を務めている 経験および実績等からみて、当行の経営を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な 社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。

生年月日
1968年７月25日生
所有する当行の株式数
2,738株
取締役会への出席状況
－回/－回（－%）

6 山入端 裕哉（やまのは ひろや）

新任　男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月	当行入行
2013年 4 月	同坂田支店長
2015年 4 月	同北谷支店長
2017年 4 月	同宮古支店長
2020年 4 月	同本店営業部長
2022年 4 月	同営業推進部長
2024年 4 月	同総合企画部長
2025年 4 月	同常務執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由
山入端裕哉氏につきましては、本店営業部長、営業推進部長、総合企画部長を歴任し、2025年４月から常務執行役員を務めている経験および実績等からみて、当行の経営を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。

生年月日
1950年11月8日生
所有する当行の株式数
0株
取締役会への出席状況
16回/16回（100%）

7 譜久山 當 則（ふくやま まさのり）

再任　社外　男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月	沖縄振興開発金融公庫 入庫
1999年 3月	同調査部長
2003年 3月	同融資第一部長
2007年 4月	同理事
2009年 5月	同副理事長
2012年 7月	同理事長
2016年 6月	同理事長退任
2018年 6月	当行社外取締役 現在に至る

[重要な兼職の状況]
なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
譜久山當則氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。

生年月日
1956年8月7日生
所有する当行の株式数
500株
取締役会への出席状況
16回/16回（100%）

8 富原 加奈子（とみはら かなこ）

再任　社外　女性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	琉球石油株式会社（現株式会社りゅうせき）入社
2001年 6月	株式会社りゅうせき経営企画　担当部長
2003年 6月	同取締役管理部長兼秘書室長
2005年 6月	同取締役事業開発本部長
2011年 6月	同常務取締役事業開発本部長兼ホテル飲食事業部長
2014年 5月	りゅうせき商事株式会社代表取締役
2014年 5月	株式会社りゅうせき取締役（非常勤）
2019年 5月	りゅうせき商事株式会社代表取締役退任
2019年 6月	株式会社りゅうせき取締役退任
2020年 6月	当行社外取締役
2021年 4月	琉球大学非常勤理事
2025年 3月	琉球大学非常勤理事退任 現在に至る

[重要な兼職の状況]
沖縄県経営者協会女性リーダー部会顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
富原加奈子氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく経営管理に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。

生年月日
1957年１月11日生
所有する当行の株式数
4,600株
取締役会への出席状況
16回/16回（100%）

9 花崎 正晴（はなざき まさはる）

再任　社外　男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年４月	日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行
1985年７月	在パリ経済協力開発機構
1994年３月	米国ブルッキングス研究所
2000年10月	一橋大学経済研究所助教授
2007年10月	日本政策投資銀行設備投資研究所長
2012年４月	一橋大学大学院商学研究科教授
2020年４月	埼玉学園大学教授
2020年６月	当行社外取締役
2023年４月	埼玉学園大学経済経営学部学部長 現在に至る

[重要な兼職の状況]
埼玉学園大学経済経営学部学部長・経済経営学科長・教授
一橋大学名誉教授
富国生命保険相互会社評議員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
花崎正晴氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、海外勤務経験およびコーポレートガバナンスを専門とする大学教授としての豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。

注
1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 譜久山當則氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって７年であります。
4. 富原加奈子氏、花崎正晴氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって５年であります。
5. 当行は譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏の３名を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、同３名が取締役に再任され就任した場合は、引き続き同３名を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当行は、会社法第427条第１項および当行定款の規定に基づき、社外取締役との間において会社法第423条第１項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。なお、社外取締役候補者である譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏の３名が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当行は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員および支配人である管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、17頁から18頁に記載しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役４名のうち１名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者につきましては、コーポレートガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

生年月日
1961年５月19日生
所有する当行の株式数
０株

上野（うえの）　大（ふとし）

新任　社外　男性

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年４月	千代田生命保険相互会社　就職
1991年４月	同社資産運用企画部
2000年11月	日本リスク・データ・バンク株式会社
2005年７月	金融庁監督局総務課バーゼルⅡ推進室
2007年８月	AIG株式会社 経営企画部長
2013年２月	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 チーフリスクオフィサー　リスク管理部門担当執行役員
2017年６月	プルデンシャル生命保険株式会社 チーフリスクオフィサー　リスク管理部門担当執行役員
2021年10月	同社監査チーム担当執行役員（2025年６月退任予定） 現在に至る

[重要な兼職の状況]
プルデンシャル生命保険株式会社　監査チーム担当執行役員（2025年６月退任予定）

社外監査役候補者とした理由
上野大氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、大手保険会社において長年にわたりチーフリスクオフィサーを務める等リスク管理に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役候補者といたしました。

注　1. 監査役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 上野大氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当行は、上野大氏が選任され就任した場合は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当行は、会社法第427条第１項および当行定款の規定に基づき、社外監査役との間において会社法第423条第１項に定める損害賠償責任の限度額を、同法425条第１項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。社外監査役候補者である上野大氏が選任され就任した場合は、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当行は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員および支配人である管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。なお、候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、17頁から18頁に記載しております。

以　上

（ご参考）スキル・マトリックス

（社内役員）

（取締役・監査役が有するすべての専門性・知見を網羅するものではありません。）

氏名	役職	業務関連				ガバナンス関連					
		トラディショナルバンキング※1	法人コンサルティング※2	個人コンサルティング※3	ペイメント事業※4	コンプライアンス	リスク管理※5	人材開発/ダイバーシティ	サステナビリティ	市場運用	DX/IT
川　上　　康	会長	●			●	●	●	●	●	●	●
島　袋　　健	頭取	●				●	●	●	●	●	
菊　地　　毅	専務	●	●	●	●		●	●	●		●
渡名喜　郁　夫	常務	●				●	●		●	●	
中　川　通　男	常務	●	●		●	●	●				
山入端　裕　哉	常務	●					●		●		●
伊　東　和　美	監査役	●				●		●			●
【参考】取締役を兼任しない執行役員											
平　岡　　孝	常務執行役員	●			●					●	●

※1　経営企画・営業・審査等の従来型の銀行業務部門
※2　事業承継・M&A・ストラクチャードファイナンス等
※3　富裕層向けコンサル・相続関連ビジネス等
※4　イシュイング・アクワイアリング等のキャッシュレス関連事業
※5　信用リスク、金利リスク、流動性リスク、風評リスク管理

スキル選定理由

項目	選定理由
トラディショナルバンキング	● 中計の重点施策「預貸金、有価証券運用の強化」達成のために必要
法人コンサルティング	● 高度金融サービスの実現のために必要
個人コンサルティング	● 高度金融サービスの実現のために必要
ペイメント事業	● 沖縄県のキャッシュレスアイランドの実現のために必要
コンプライアンス	● 経営の基盤となる業務の公正性、透明性を確保するために必要
リスク管理	● 企業活動で発生しうる各種リスクに適切に対応するために必要
人材開発/ダイバーシティ	● 経営戦略を実現する人材を育成するとともに、職員の個々の能力を最大限発揮できる環境を整備するために必要
サステナビリティ	● 当行が環境課題をはじめとした社会課題の解決のために主導的な役割を果たすために必要
市場運用	● 金利のある世界において、機動的、効率的な市場運用を行っていくために必要
DX/IT	● テクノロジーを活用した業務の効率化、商品・サービスの高度化のために必要

（社外役員）

（取締役・監査役が有するすべての専門性・知見を網羅するものではありません。）

氏名	役職	企業経営	金融	人材開発/ダイバーシティ	サステナビリティ	財務/会計	リスク管理	DX/IT	地域経済
譜久山　當　則	取締役	●	●						●
富　原　加奈子	取締役	●		●				●	●
花　崎　正　晴	取締役	●	●		●	●			
桑　原　康　二	監査役	●	●			●			●
小　池　真由美	監査役	●	●			●			●
上　野　　大	監査役	●	●			●	●		

スキル選定理由

項目	選定理由
企業経営	● 業務執行取締役に対する適切な助言を行うために必要
金融	● 当行の業務運営に対する適切な助言を行うために必要
人材開発/ダイバーシティ	● 経営戦略を実現する人材を育成するとともに、職員の個々の能力を最大限発揮できる環境を整備するために必要
サステナビリティ	● 当行が環境課題をはじめとした社会課題の解決のために主導的な役割を果たすために必要
財務/会計	● 経営の基盤となる業務の公正性、透明性を確保するために必要
リスク管理	● 企業活動で発生しうる各種リスクに適切に対応するために必要
DX/IT	● テクノロジーを活用した業務の効率化、商品・サービスの高度化のために必要
地域経済	● 沖縄県の課題解決に当行が貢献するために必要

（ご参考）

独立役員の独立性判断基準

1．独立性の要件

当行において独立性のある役員とは、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を踏まえ、法令等により求められる社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の（1）～（7）のいずれにも該当しない者とする。

（1）当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
（2）当行の主要な取引先またはその業務執行者
（3）当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
（4）当行の主要株主またはその業務執行者
（5）当行が寄付を行っている先またはその業務執行者
（6）最近において上記（1）から（5）までのいずれかに該当していた者
（7）次の①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
① 上記（1）から（6）までに掲げる者
② 当行の子会社の業務執行者
③ 当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）
④ 最近において前②、③または当行の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

2．独立性の判断基準

上記「1．」に掲げる各要件を実質的に判断する基準は、東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を踏まえ、以下の通りとする。

（1）「主要な取引先」

上記「1．（1）・(2)」における「主要な取引先」とは、当行または取引先の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とし、具体的な判断基準は以下の通りとする。

① 当行を取引先とする者については、当該取引先の直近事業年度の売上高に占める当行からの売上の割合が２％以上の場合
② 当行の取引先については、当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が２％以上の場合
③ 与信取引先については、当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の２％以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合
④ 預金取引先については、当該取引先が当行に対して当行の直近事業年度末の総資産の２％以上の預金を行っている場合

(2)「業務執行者」
上記「1．(1)・(2)・(4)・(5)・(7)」における「業務執行者」の具体的な判断基準は、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者とし、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役は含まれない。

(3)「多額の」
上記「1．(3)」における「多額の」の具体的な判断基準は、以下の通りとする。

① 当行から役員報酬以外に過去３年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律等の専門家

② 直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が２％以上のコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する会社に所属する者

(4)「主要株主」
上記「1．(4)」における「主要株主」の具体的な判断基準は、議決権比率が５％を超える株主とする。

(5)「寄付」
上記「1．(5)」における「寄付を行っている先」の具体的な判断基準は、当行から過去３年平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30％のいずれか大きい額を超える寄付を受けている場合とする。

(6)「最近」
上記「1．(6)」「1．(7)」における「最近」とは、実質的に現在、上記「1．(1)」から「1．(5)」までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合とし、具体的な判断基準は直近１年間に上記「1．(1)」から「1．(5)」までのいずれかに該当していた場合とする。

(7)「重要」
上記「1．(7)」における「重要」な者とする具体的な判断基準は、以下の通りとする。

① 業務執行者については、各会社の役員・部長クラスの者

② 専門サービス会社に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(8)「近親者」
上記「1．(7)」における近親者とは配偶者または二親等内の親族とする。

3．独立役員の選任基準
上記「1.」の（1）から（7）以外の事情で、当行の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがあると判断される場合は、独立性を認めないことがある。また、上記「1.」の（1）から（7）に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立役員としてふさわしいと当行が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当行の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立役員とすることができる。

1. 当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本店を含む営業店75ヵ店（うち出張所14）で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しています。銀行業務では、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを取り扱い、円滑な資金仲介機能を通して金融システムの安定、ひいては沖縄県経済の発展に向けて取り組んでいます。

金融経済環境

2024年度の国内経済は、２年連続での賃上げや堅調な夏季・冬季賞与の効果などにより、賃金・所得環境が改善し、個人消費を押し上げました。くわえて、製造業をはじめ、好調な観光産業やインバウンド消費の拡大なども寄与し、企業部門も堅調に推移したことから、経済全体として回復基調が一段と明確になりました。日本銀行はこうした動きから、物価の安定化を図る目的で2024年度は２度にわたり追加の利上げを実施しています。引き続き追加利上げが実施されるとの見方はあるものの、米国の関税政策による世界経済全体の減速も懸念され、政策の不透明感も影響し、国内経済の成長ペースは鈍化するとされ、時期は後遅れする可能性もあります。米国の関税政策による影響等について今後の情勢に注視が必要です。

沖縄県経済は、底堅い消費マインドと堅調な観光需要に支えられ、緩やかな拡大が続きました。消費関連は、物価上昇が継続するなかでも県民の消費意欲が高く、インバウンド需要もあり、回復の動きが強まりました。建設関連では、防衛関連工事などの公共工事が底堅く推移し、ホテルなどの大型民間工事も見られるほか、手持ち工事額も高止まりで推移しており、回復の動きが強まっています。観光関連では、為替動向の影響もあり国内外から観光需要が高まり、入域観光客数は2018年度に次ぐ過去2番目の多さとなりました。日銀短観（３月調査）では、旺盛な観光需要を中心に県内全体で良好な業況が続くと判断している一方、人手不足やコスト上昇などの課題が指摘されています。また、米国の関税政策によって景気減速した場合、沖縄県内においては主に観光業への影響が生じるとみられています。

事業の経過および成果

このような環境のもと、中期経営計画「Value 2023」の2年目となった2024年度は、日本銀行の金融政策の正常化等の環境変化に対応するために、「学び、行動するグループ（組織）」をテーマに掲げ、地域課題解決に向けた様々な取り組みを推し進めてまいりました。

(1) 基本戦略１：事業基盤の拡大

預貸金業務を中心に資産と負債を総合的に管理するＡＬＭ戦略をより重要視し、資金利益の増強に向けた取り組みを強化いたしました。当行がコントロールできるリスクを定めたうえで県外のシンジケートローンを増強しながら、当行融資ポートフォリオの地域分散・業種分散によるリスク低減と収益性の向上を図っております。

さらに有価証券運用においては、円債を中心に残高を積み増しながら債券デュレーションの短期化を継続するとともに、株式やREITなどのリスク性資産の組み入れによる分散を図るなどし、中長期的に安定した運用収益を確保できるようポートフォリオの改善を行いました。米国債運用の逆ザヤが解消されたことにより、収益面も改善しております。

法人コンサルティング業務では、県内で長年の実績をもつ企業の事業課題に対して、M＆Ａを活用した事業承継支援を複数件実施いたしました。また、石垣島のリゾートホテルに対して、離島案件としては初となる不動産ノンリコースローンを実行いたしました。今後も地域の成長・発展に寄与するため、柔軟なファイナンス手法の提案を行ってまいります。

また、キャッシュレス事業では、沖縄都市モノレールでのキャッシュレス乗車サービスの取り扱いを開始するなど、離島を含む県内全域の公共交通機関へサービスをさらに拡充させました。くわえて、長年培ってきたノウハウが認められ佐賀銀行との包括加盟店契約が実現するなど、県内外のキャッシュレス化の取り組みを大きく加速させました。

(2) 基本戦略２：ESG経営の実践

ESG関連では、「気候変動リスクの把握と対策」をマテリアリティ（重要課題）の一つとして位置づけ、琉球銀行グループおよび沖縄県全体の脱炭素化に向けた取り組みを強化してまいりました。県全体に向けた取り組みとしては、これまでの省エネ住宅などの普及を目的とした地域連携「ZEP-Ryukyu」の活動等に加え、太陽光発電を軸とした再生可能エネルギー普及に向けた施策の検討も進めております。琉球銀行グループ自身も脱炭素化（Scope1・2）の早期達成に取り組んでおります。国際的なESG評価機関であるCDPにおける評価は、昨年に引き続き上位から2番目の「A-」評価に認定されており、当行の取り組みが高く評価されていると認識しております。

さらに3月には、当行グループのカーボンニュートラルに向けた取り組みを体系化した移行計画を策定したことに加え、企業が自然資本に関するリスク管理と情報開示を行うための枠組みを提供する国際的な組織であるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づく情報開示を行いました。どちらも沖縄県内の金融機関では当行が初となる、全国的に見ても先進的な取り組みとなります。当行は、今後も沖縄県の脱炭素化や気候変動への対応、ならびに自然資本や生物多様性の保護に取り組むことで、沖縄県の持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、当行は「持続可能な社会の創り手」となる県内の学生や子供たちへの金融教

育にも積極的に取り組んでおります。県内の小学校・中学校・高校を対象に出前授業を実施したほか、琉球大学への寄付講座を開始しております。今後も未来を担う学生・子供たちの金融リテラシー向上に努めてまいります。

(3) 基本戦略３：変革への挑戦

りゅうぎんアプリに投資信託の取引機能を追加し、NISAを含む投資信託口座の開設から商品の購入・解約といった一連の取引がアプリで完結できるようになりました。利便性を高めたことで、りゅうぎんアプリは足元で20万人のお客さまにご登録いただいております。アプリを活用した非対面取引の拡充により、営業店業務のさらなる効率化が図られ、お客さまと向き合う時間の増加と多様化するニーズに対応した質の高い金融サービスの提供につながっております。

専門人材の育成にも継続して取り組んでおります。研修・出向による外部金融機関等への派遣者を目標とする年間50人に増やしながら、行内においても人材育成の取り組みを強化しております。

あわせて新規事業にも着手しております。近年PPP/PFI（官民連携）の動きが強まっていたことから、グループ企業のりゅうぎん総合研究所内に行政コンサルティング業務の受託部署を設置いたしました。琉球銀行グループにて行政および事業者と連携し、地域課題の解決を図ってまいります。

業容面では、貸出金の期末残高は個人向け貸出が住宅ローンの増加を中心に好調に推移したことに加え、法人向け貸出についても県外シンジケートローンの取り組みもあり増加したことから、前期末を988億41百万円上回る2兆19億75百万円となりました。預金等（譲渡性預金含む）の期末残高は、個人預金の残高は増加したものの、公金預金の残高が減少したことから、前期末を547億21百万円下回る2兆7,958億15百万円となりました。

収益面では、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金、カード加盟店に係る手数料収入の増加等により、前期を19億22百万円上回る450億74百万円となりました。

一方、経常費用は、主に預金利息や人件費、与信コストの増加等により、前期を18億51百万円上回る381億９百万円となりました。

この結果、経常利益は前期を70百万円上回る69億65百万円、当期純利益は前期を３億61百万円上回る49億75百万円となりました。

対処すべき課題

当行を取り巻く経営環境は、日本銀行の金融政策の正常化に向けた動きにより「金利ある世界」が到来したことに加え、アメリカを中心に世界経済の不確実性が高まったことで、大きく変化しております。このような変化に対応するために、前中期経営計画「Value 2023」を1年前倒しで終了し、2025年度より新たな中期経営計画「Empower 2025」をスタートさせました。沖縄県の魅力ある環境を大きな成長ポテンシャルと捉え、さらに多様な取り組みで県経済の活性化に貢献することで、当行

の長期ビジョン「地域経済の好循環サイクルを実現し、地域とともに成長する金融グループ」を実現してまいります。そのためにも、「人こそすべてである」をモットーに人的資本投資を継続し、高い専門性を持った個が強い組織を作ってまいります。

このような考えのもと、以下の重点戦略を推し進めてまいります。

(1) 預貸金・有価証券運用の強化

お客さまとの深度ある対話を通じた長期リレーションの構築に努めてまいります。今年度スタートする新営業支援システムCAFU（琉球銀行と琉球銀行のお客様の「幸せ（沖縄の方言で『かふう』）」に寄与するシステムの意味）をもとに、ライフイベントや事業イベントに適した提案力の向上と、りゅうぎんアプリなどのデジタルを活用した適時適切なアプローチを実践することで、当行をメイン口座とするりゅうぎんファンを増やしてまいります。結果、安定的な預金調達を可能とし、最適なアセットで運用を行うことで収益基盤の拡充を図ります。そのためにマーケット分析を行い、資金需要や成長が期待できる地域・業種には積極的に人材を投入してまいります。有価証券運用では、国債を中心としたベースポートフォリオと株式等を中心とした収益ポートフォリオを構築し、市場リスク管理の高度化を図りながら、中長期的に安定した収益の確保を目指してまいります。

(2) 地域課題解決の先導

ESG経営の実践を通して、沖縄県の自然環境の保護をはじめとした持続的な地域社会の実現に貢献してまいります。産官学金の連携による省エネ・再エネの普及など沖縄県のカーボンニュートラルをけん引する取り組みや、J－クレジット制度をさらに活用した環境活動および事業活動を強化してまいります。また、事業者との脱炭素化に向けた対話を行いながら、温室効果ガス排出量の算定ツールの無償提供や省エネ診断サービスの紹介など、事業者ごとに効果的な対策やサステナブルファイナンス等の提案を行ってまいります。

さらに当行の強みとする個人・法人コンサルティング業務では、引き続き専門的な知見を用いて「お客さま視点」で最適・最善な提案を積み重ねてまいります。アプリなどの非対面取引チャネルを活用することで「お客さまとの多様な接点」を生み出し、取引されたデータの蓄積とこれまで培ってきたコンサルティングスキルを用いて、質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。また、キャッシュレス事業では、県内公共交通機関やリゾートホテル、大型観光施設など、決済システムの提供先をさらに拡大していくことで沖縄県の観光産業発展に側面から寄与してまいります。

新たな取り組みとして、県内発スタートアップ企業の創出やグローバル企業の呼び込みをサポートするためにインキュベーション施設を開設いたします。そのほか、台湾を中心とした海外進出支援や、りゅうぎん総合研究所による行政コンサルティングを通したまちづくり支援など、沖縄県の価値創造に向けた取り組みに積極的に挑戦してまいります。

(3) グループ連携とアライアンスの強化

2026年には当行の新本店ビルがオープンする予定です。同ビルに当行グループ会

社が集約されることで、物理的な距離が縮まり、グループ内での人材交流がさらに活発化し、情報の共有化と適材適所の人員配置が実現されます。これにより、各社の持つ強みを活かしながらグループ全体の収益向上を図ってまいります。また、同ビルの上層には、所有不動産の有効活用と地域の活性化を目的にホテルが入居します。さらに、県外地方銀行との連携（アライアンス）を活かし、人材交流を図りながら専門的な知見や先進的な事例を取り込むことで当行の事業基盤を拡大してまいります。

(4) 人的資本投資の増強と最適化

沖縄県の成長に貢献するためには、役職員一人ひとりの専門性が必要です。そのために当行は人材への積極的な投資を継続し、自律的な学びと越境学習を支援する制度を充実させてまいります。複線型人事制度や希望分野へのチャレンジ制度の導入、研修・出向等の外部派遣の継続等により、視野が広く主体的に考動する人材を輩出してまいります。あわせて行内全体でデジタル分野の知見を高め、業務に活用することで人的余力を創出し、その余力で新規事業領域へ挑戦してまいります。

今後も経営戦略に沿った人材ポートフォリオの構築に努め、組織全体の最適化を図ってまいります。

先行き不確実性が高まる経済環境の中で、当行は「すべては沖縄のために」という考えのもと、地域・お客さまから頼りにされる存在であり続け、地域に寄り添い地域経済の成長や課題解決に向け貢献してまいります。

2 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	2,590,292	2,712,401	2,801,171	2,777,217
定期性預金	716,274	719,620	644,979	678,028
その他	1,874,017	1,992,781	2,156,191	2,099,188
譲渡性預金	19,213	28,621	49,365	18,598
貸出金	1,822,200	1,847,029	1,903,134	2,001,975
個人向け	657,505	671,076	698,072	722,496
中小企業向け	948,940	954,698	957,215	1,024,737
その他	215,755	221,255	247,847	254,742
有価証券	367,133	482,170	697,222	692,511
国債	69,202	168,116	400,298	438,726
地方債	189,170	177,091	171,531	144,883
その他	108,760	136,963	125,392	108,901
総資産	3,027,731	3,004,366	3,027,311	2,937,065
内国為替取扱高	15,759,955	15,495,630	15,456,603	17,125,810
外国為替取扱高	450百万ドル	420百万ドル	453百万ドル	610百万ドル
経常利益	6,996	7,261	6,894	6,965
当期純利益	5,195	5,195	4,614	4,975
１株当たり当期純利益	121円92銭	122円82銭	110円80銭	120円27銭
信託財産	—	—	—	—
信託報酬	—	—	—	—

注　1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2. １株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

＜ご参考＞連結業績の推移

（単位：百万円）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	57,011	60,093	65,951	69,193
経常利益	7,930	8,499	8,452	8,328
親会社株主に帰属する当期純利益	5,590	5,896	5,651	5,751
包括利益	4,995	5,601	5,861	△742
純資産額	135,018	138,162	142,564	139,831
総資産	3,064,865	3,042,523	3,067,017	2,977,518

注　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	11,957

注　1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2．上記はシステム関連投資及び新本店ビル建設関連が中心で、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含んでおります。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
ソフトウェア関連	2,305
営業店等設備（改修・更改）	1,319
事業用土地	301

注　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ございません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社りゅうぎん総合研究所	那覇市壺川1丁目1番地9	産業、経済、金融に関する調査研究業務等	23百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎんディーシー	那覇市久茂地1丁目7番1号	クレジットカード業務等	195百万円	100.00%	—
りゅうぎん保証株式会社	那覇市東町2番1号	信用保証業務等	20百万円	100.00%	—
株式会社OCS	那覇市松山2丁目3番10号	クレジットカード業務等	279百万円	100.00%	—
株式会社琉球リース	那覇市久茂地1丁目7番1号	総合リース業務等	346百万円	100.00%	—
株式会社リウコム	那覇市久茂地1丁目7番1号	システム設計・開発・ＩＴインフラサービス・ＩＴコンサルティング業務等	50百万円	100.00%	—

注　りゅうぎんビジネスサービス株式会社は、2024年７月29日をもって解散し、2024年10月24日に清算結了しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を提供しております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫、SBI新生銀行、あおぞら銀行、商工中金との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を提供しております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を提供しております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービスを提供しております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを提供しております。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを提供しております。
7. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は、2006年１月に株式会社八十二銀行が開発した共同化システムへ移行しました。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行および株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
9. 株式会社沖縄銀行との間で、「沖縄経済活性化パートナーシップ（包括業務提携に関する協定書）」を締結しております。
10. 株式会社沖縄海邦銀行とバックオフィス業務の共同化を目的として共同出資会社（ゆいパートナーサービス株式会社）を設立しております。

5 事業譲渡等の状況

該当ございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

1 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
川　上　　康	取締役会長（代表取締役）		
島　袋　　健	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
菊　地　　毅	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、営業推進部、 法人事業部、本店営業部担当		
知　花　健　二	常務取締役 人事部、リスク統括部、 事務集中部、事務統括部担当		注1
渡名喜　郁　夫	常務取締役 総合企画部、総務部 証券国際部担当		注1
中　川　通　男	常務取締役 審査部、法人営業部 ペイメント事業部担当		注1
譜久山　當　則	取締役（社外役員）		注2,4
富　原　加奈子	取締役（社外役員）	沖縄県経営者協会女性リーダー部会顧問 琉球大学非常勤理事	注2,4
花　崎　正　晴	取締役（社外役員）	埼玉学園大学経済経営学部長・経済経営学科長・教授 一橋大学名誉教授 富国生命保険相互会社評議員	注2,4
伊　東　和　美	監査役（常　　勤）		
北　川　　洋	監査役（社外役員）		注3,4
桑　原　康　二	監査役（社外役員）	株式会社増岡組顧問	注3,4

小　池　真由美	監査役（社外役員）	小池真由美公認会計士事務所代表 金秀ホールディングス株式会社監査役	注3,4,5

注　1.　2025年４月１付で次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	地位及び担当
渡名喜　郁夫	審査部、法人営業部担当
中川　通男	総務部、リスク統括部 事務集中部、事務統括部担当
知花　健二	取締役　(非常勤)

2. 取締役譜久山當則氏、富原加奈子氏および花崎正晴氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役北川洋氏、桑原康二氏および小池真由美氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4. 譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏、北川洋氏、桑原康二氏および小池真由美氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役小池真由美氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2 会社役員に対する報酬等

①　役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

イ．役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当行は定款にて取締役ならびに監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定めるとしています。

ロ．役員報酬額決定に関する内容

2019年６月27日開催の第103期定時株主総会におきまして、取締役の報酬限度額を月額から年額に改め、月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額168百万円以内、うち社外取締役の報酬の額は年額15百万円以内と改定させていただきました（決議時点の取締役の人数10人、うち社外取締役２人）。報酬制度が当行の持続的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、当行の取締役報酬を固定報酬と業績連動報酬のバランスを勘案しつつ、「基本報酬」（固定）、「賞与」（短期業績連動）及び「株式報酬」（株価及び中長期業績連動）の３種類により構成し、各報酬割合を概ね６：１：３となるような構成といたしました。なお上記の年額報酬の範囲内で、基本報酬と賞与を支給することといたしました。また、監査役の報酬限度額についても、改定前の月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額36百万円以内（決議時点の監査役の人数４人）と改定させていただきました。

また、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その総額は年額80百万円以内、付与する株式数の上限は年間８万株以内といたしました。

「基本報酬」につきましては、東証プライム市場に上場している企業の社長の報酬総額も参考にしつつ頭取の報酬水準を定め、他の取締役については役位または役割に基づき一定の割合を乗じて傾斜配分を行い月次で支給しております。「賞与」につきましては、単年度業績を反映した金銭報酬として、各種目標指標を設定し、当該目標の達成状況により算定された支給総額を、対象取締役に対して傾斜配分により年次で支給しております。「株式報酬」につきましては、中長期的な企業価値の向上に繋がるよう、株主の皆様と取締役との価値共有促進の観点から、対象取締役の役位または役割に基づき支給株数を固定し、年次で支給しております。なお、「株式報酬」にかかる譲渡制限につきましては、任期満了を含む正当な理由により当行の取締役を退任したことをもって解除することとしております。

なお2019年度において取締役、監査役および執行役員に対するストック・オプション報酬制度を廃止し、以降は新たな発行を行っておりません。

ハ．報酬額支給の決定に関する手続きの概要

当事業年度における当行の役員報酬は、譲渡制限付き株式報酬および役員賞与である業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されておりますが、取締役各々の報酬額支給については社外取締役が委員長を務めるコーポレート・ガバナンス委員会への諮問により決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会は基本的にコーポレート・ガバナンス委員会の答申を尊重して、決定方針に沿うものであると判断・決議しております。なお、監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成されておりますが、監査役各々の報酬額については、監査役会にて協議・決定したあと取締役会へ報告しております。

・取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、対象取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給することとしておりますが、当事業年度における賞与の業績連動部分に係る指標の目標および実績、賞与支給額は次のとおりです。

なお、当該業績指標については、収益力の向上と安定的な株主還元により持続的な企業価値の向上を図るため、総合的な観点から主要な経営指標をバランス良く選定しております。

各種目標

	目標	実績	業績連動報酬に占める割合	達成状況	総支給額
① ［連結］ＲＯＥ	6.0%以上	4.07%	30%	未達成	―
	4.0%以上6.0%未満		20%	達成	316万円
② 時価総額増減率	上場地銀全体の時価総額増減率の中央値を下回らないこと	※1	30%	未達成	―
③ ESG関連施策	ESG関連施策の推進について定性的に判断する	※2	40%	達成	632万円

※1．2024年３月末の時価総額を100%とした場合の2025年３月末の時価総額の増減率は、当行96.0%に対し、上場地銀全体の中央値は108.0%。

※2．SDGｓ診断サービス（321件：目標値128.4%）、ZEH専用住宅ローンの県内事業者に対する実行件数割合57%（目標30%）複線型人事制度の新設（2025年１月組織決定）、外部出向派遣54名。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

（単位：百万円）

役員区分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
			固定報酬	賞与	譲渡制限付株式
取締役	10人	184	114	9	59
監査役	６人	33	33	―	―

注　1．業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額等を記載しております。
　　2．非金銭報酬として取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式を交付しております。

3 責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第１項各号に定める額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員および支配人である管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	期待される役割に関して行った職務の概要
譜久山　當　則	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして13回出席しております。	公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
富　原　加奈子	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして13回出席しております。	他社役員経験に基づく企業経営に関しての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
花　崎　正　晴	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして13回出席しております。	公的金融機関での勤務経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と、大学教授としての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	期待される役割に関して行った職務の概要
北　川　　洋	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回出席しております。	上場企業役員経験に基づく企業経営に関しての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
桑　原　康　二	0年9ヶ月	社外監査役就任後開催の取締役会12回のうち12回、監査役会10回のうち10回出席しております。	日本銀行の支店長経験に基づく金融全般に関しての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
小　池　真由美	0年9ヶ月	社外監査役就任後開催の取締役会12回のうち12回、監査役会10回のうち10回出席しております。	会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。

2 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8人	25	－

3 社外役員の意見

特段ございません。

4. 当行の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数		65,000千株
発行済株式の総数 （自己株式を除いております。）		41,353千株

2 当年度末株主数

16,180名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,633千株	13.62%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,066	4.99
ＱＲファンド投資事業有限責任組合	1,277	3.08
豊里友成	1,240	2.99
琉球銀行行員持株会	1,112	2.68
ＪＰ ＭＯＲＧＡＮ ＣＨＡＳＥ ＢＡＮＫ ３８５７８１	555	1.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	492	1.19
株式会社オーエスジー	485	1.17
大同火災海上保険株式会社	452	1.09
野村信託銀行株式会社（投信口）	386	0.93

注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,755千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

4 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外取締役除く）	６人	54千株

計算書類

第109期末（2025年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
現金預け金	**170,908**
現金	33,150
預け金	137,758
コールローン	**216**
金銭の信託	**518**
有価証券	**692,511**
国債	438,726
地方債	144,883
社債	9,333
株式	8,957
その他の証券	90,610
貸出金	**2,001,975**
割引手形	1,332
手形貸付	72,168
証書貸付	1,770,196
当座貸越	158,278
外国為替	**3,036**
外国他店預け	3,036
その他資産	**13,353**
前払費用	120
未収収益	1,965
先物取引差入証拠金	2,238
金融派生商品	363
その他の資産	8,665
有形固定資産	**41,249**
建物	9,973
土地	14,120
建設仮勘定	15,309
その他の有形固定資産	1,845
無形固定資産	**4,200**
ソフトウェア	2,817
その他の無形固定資産	1,382
前払年金費用	**1,445**
繰延税金資産	**6,579**
支払承諾見返	**7,080**
貸倒引当金	**△6,009**
資産の部合計	**2,937,065**

科目	金額
負債の部	
預金	**2,777,217**
当座預金	31,716
普通預金	2,029,751
貯蓄預金	7,568
通知預金	202
定期預金	678,028
その他の預金	29,950
譲渡性預金	**18,598**
借用金	**51**
借入金	51
外国為替	**47**
売渡外国為替	23
未払外国為替	24
その他負債	**10,520**
未払法人税等	1,461
未払費用	1,211
前受収益	829
金融派生商品	26
資産除去債務	257
その他の負債	6,734
賞与引当金	**711**
役員賞与引当金	**9**
退職給付引当金	**3**
偶発損失引当金	**108**
再評価に係る繰延税金負債	**1,999**
支払承諾	**7,080**
負債の部合計	**2,816,348**
純資産の部	
資本金	**56,967**
資本剰余金	**12,922**
資本準備金	12,840
その他資本剰余金	82
利益剰余金	**59,530**
利益準備金	4,370
その他利益剰余金	55,159
繰越利益剰余金	55,159
自己株式	**△1,840**
株主資本合計	**127,580**
その他有価証券評価差額金	**△7,637**
土地再評価差額金	**737**
評価・換算差額等合計	**△6,899**
新株予約権	**35**
純資産の部合計	**120,716**
負債及び純資産の部合計	**2,937,065**

第109期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　目		金　額
経常収益		45,074
資金運用収益	31,764	
貸出金利息	27,689	
有価証券利息配当金	3,631	
コールローン利息	80	
預け金利息	272	
その他の受入利息	90	
役務取引等収益	10,790	
受入為替手数料	1,600	
その他の役務収益	9,189	
その他業務収益	250	
国債等債券売却益	250	
その他経常収益	2,269	
償却債権取立益	196	
株式等売却益	1,701	
金銭の信託運用益	17	
その他の経常収益	353	
経常費用		38,109
資金調達費用	1,922	
預金利息	1,717	
譲渡性預金利息	19	
コールマネー利息	3	
債券貸借取引支払利息	182	
借用金利息	0	
役務取引等費用	6,233	
支払為替手数料	240	
その他の役務費用	5,992	
その他業務費用	2,089	
外国為替売買損	1,262	
国債等債券売却損	826	
営業経費	25,950	
その他経常費用	1,913	
貸倒引当金繰入	1,405	
貸出金償却	116	
偶発損失引当金繰入	108	
株式等売却損	44	
金銭の信託運用損	0	
その他の経常費用	237	
経常利益		6,965
特別利益		-
特別損失		81
固定資産処分損	81	
税引前当期純利益		6,883
法人税、住民税及び事業税	2,052	
法人税等調整額	△144	
法人税等合計		1,908
当期純利益		4,975

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
現金預け金	171,575
コールローン及び買入手形	216
金銭の信託	518
有価証券	687,566
貸出金	1,980,117
外国為替	3,036
リース債権及びリース投資資産	28,918
その他資産	48,944
有形固定資産	44,424
建物	10,101
土地	14,790
リース資産	20
建設仮勘定	15,309
その他の有形固定資産	4,202
無形固定資産	4,454
ソフトウェア	2,977
のれん	84
リース資産	3
その他の無形固定資産	1,388
退職給付に係る資産	1,855
繰延税金資産	7,533
支払承諾見返	7,231
貸倒引当金	△8,873
資産の部合計	2,977,518

科　目	金　額
負債の部	
預金	2,770,119
譲渡性預金	12,598
借用金	19,535
外国為替	47
その他負債	24,184
賞与引当金	872
役員賞与引当金	9
退職給付に係る負債	603
役員退職慰労引当金	33
偶発損失引当金	108
ポイント引当金	179
利息返還損失引当金	163
再評価に係る繰延税金負債	1,999
支払承諾	7,231
負債の部合計	2,837,687
純資産の部	
資本金	56,967
資本剰余金	14,260
利益剰余金	76,991
自己株式	△1,840
株主資本合計	146,379
その他有価証券評価差額金	△7,605
土地再評価差額金	737
退職給付に係る調整累計額	283
その他の包括利益累計額合計	△6,583
新株予約権	35
純資産の部合計	139,831
負債及び純資産の部合計	2,977,518

連結損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		69,193
資金運用収益	31,349	
貸出金利息	27,810	
有価証券利息配当金	3,094	
コールローン利息及び買入手形利息	80	
預け金利息	274	
その他の受入利息	90	
役務取引等収益	13,029	
その他業務収益	22,371	
その他経常収益	2,442	
償却債権取立益	235	
その他の経常収益	2,207	
経常費用		60,864
資金調達費用	2,034	
預金利息	1,717	
譲渡性預金利息	19	
コールマネー利息及び売渡手形利息	3	
債券貸借取引支払利息	182	
借用金利息	109	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	6,217	
その他業務費用	21,702	
営業経費	28,744	
その他経常費用	2,165	
貸倒引当金繰入額	1,228	
その他の経常費用	937	
経常利益		8,328
特別利益		—
特別損失		85
固定資産処分損	85	
税金等調整前当期純利益		8,243
法人税、住民税及び事業税	2,630	
法人税等調整額	△139	
法人税等合計		2,491
当期純利益		5,751
親会社株主に帰属する当期純利益		5,751

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月９日

株式会社 琉 球 銀 行
取締役会　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　島　　昇
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　輝　朗

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社琉球銀行の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第１０９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月９日

株式会社 琉 球 銀 行
取締役会　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　島　　昇
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　輝　朗

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社琉球銀行の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成るグループ企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＥＹ新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びＥＹ新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月12日

株式会社　琉球銀行　監査役会

常勤監査役　伊東和美　㊞

社外監査役　北川　洋　㊞

社外監査役　桑原康二　㊞

社外監査役　小池真由美　㊞

以　上

株主総会会場のご案内

場　所：那覇市泉崎２丁目46番地 TEL(098)853-2111
沖縄ハーバービューホテル ２階 彩海の間

交　通：「那覇バスターミナル」または
「ゆいレール壺川駅」より**徒歩約10分**

ご注意　駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

＜株主さまへのお知らせとご案内＞

・株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当行は、株主さまの混乱を避けご不便の無いように、書面交付請求の有無に関わらず、従前どおり書面でお送りしております。